

議第130号令和元年度福山市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党の討論を行います。

本会計は、農業と漁業集落地域における用水と排水の水質の保全と生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的として事業を実施するものです。

農業集落排水事業は、駅家町の服部地区において2003年度に全域を供用開始しました。漁業集落排水事業は、内海、東部地区では2006年度末に全域を供用開始、走島町本浦・浦友地区は2011年度に全域を供用開始し、水洗化率は当年度末で、農業集落排水事業は90.0%、漁業集落排水事業の内海東部地区は83.5%、本浦・浦友地区は41.7%、となっています。

2014年度から一部を供用開始した内海西部地区の水洗化率は30.5%であり現在も整備が進められております。

一層の接続促進のために、戸別訪問による水洗化の普及促進や融資制度の周知、集落排水事業費分担金の負担軽減措置が求められますが、全体的に水洗化率は向上しており評価できるものであります。

しかしながら、本会計決算では、消費税引き上げに伴い、使用料が農業集落排水事業で12万1千円、漁業集落排水事業で22万9628円の市民負担増を課しており、利用促進に逆行するものであります。

以上のことから、政治的比重により、本決算認定について反対を表明して討論といたします。